

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">営農生活課</p>	<p>《農薬散布後の止水管理》水田の農薬散布後は、<b>7日間の止水管理</b>を実行しましょう！</p> <p>* 農薬散布後の落水やかけ流し、又は、畦畔からの漏水で農薬が水田から流れ出てしまっ ては、効果が著しく低下するので注意しましょう。</p> <p>《水稻：これから注意を要する病害虫！！スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）》</p> <p>【防除法】：①水田内の貝の捕殺や水路の泥上げ。②水路からの進入防止のための取水口に ネットを設置。③移植後の水田を浅水で管理し、食害を防止する。④薬剤防除：殺貝効 果のある登録薬剤「スクミノン」1～4kg/10a、「キタジンP粒剤」3～5kg/10aの散布量</p> <p>《取り残しの水田雑草対策：中期・後期剤の選定》※使用基準を守って散布しましょう。</p> <p>中期剤：レブラス1キロ粒剤 →ノビエと広葉雑草対策に！ホタルイに高い効果！！</p> <p>後期剤：ワイドショット1キロ粒剤 →SU抵抗性雑草、多年生雑草に良く効く！（湛水散布）</p> <p>《水田 藻類の対策：近年、アオミドロや表層剥離が多発しています》</p> <p>モゲトン粒剤：藻類の発生時期に直接かかるように散布（予防効果は期待できません）</p> <p style="text-align: center;">収穫45日前まで3回以内</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農畜産課</p>	<p>《28年産米の販売状況》</p> <p>* 販売実績は、主食用米が 9,786.96 トン（163,116.0 俵、進捗率 80%）、非主食用米が 3,638.22 トン （60,637.0 俵、進捗率 100%）となっています。 ※4月18日実績</p> <p>《高病原性鳥インフルエンザについて》</p> <p>* 平成29年3月24日に旭市で発生しました高病原性インフルエンザ発生について、発生農場を中心 とする半径3km圏内の移動制限区域内において異常が確認されなかったため、</p> <p><b>4月18日（火）午前0時</b>をもって<b>移動制限が解除</b>され、同日、千葉県知事より終息宣言が発せ られました。解除に伴い<b>消毒ポイントはすべて終了</b>となります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">購買課</p>	<p>* うたね・秋まき野菜種予約受付中 6/16まで！</p> <p>* 新茶・出荷、配達始まりました！</p> <p>《5・6月はシロアリ退治強化月間！》</p> <p>* 毎年4月～6月にかけては、シロアリが羽アリとなって大量に飛び立つ季節です。</p> <p>羽ありが出たら危険信号です。我が家の危険度チェックをしてみましょう！</p> <p style="text-align: center;">お問い合わせはアサンテお客様相談室へ TEL0120-557-419</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">園芸課</p>	<p>&lt;主要品目販売拡大に向けて&gt;</p> <p>現在、JAかとり特産品であるさつまいも・ネギ・かぶの販路拡大に向けた 取組を行っています。</p> <p>昨年より開始しましたカブ・ネギの買取りの継続や、多品目にわたる販売先確保に向けて 取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">金融部門</p>	<p>《年金無料相談会》</p> <p>平成29年6月3日（土） 9：00～15：00 <b>東庄支店</b>にて開催致します。</p> <p>社会保険労務士が個別にご相談に応じます。また、公的年金の資格調査から裁定請求まで、当JA担 当職員がお手伝い致します。</p> <p>《JA休日ローン相談会》</p> <p>平成29年5月14日（日） 9：00～15：00 <b>全支店</b>で開催致します。</p> <p>住宅の新築やリフォーム、車の購入、お子様の学資金など、ローンについてご相談に応じます。 4月より金利もリニューアルし、ますますお得になったJAのローン。ぜひこの機会にご相談してみ ませんか？皆様のご来場をお待ちしております。</p>

《4月より建物更生共済 むてきが「むてきプラス」に変わりました!》

☆新たに実損てん補特約が導入されました。

火災等、風災、ひょう災、雪災または水災による損害が発生した場合、付保割合にかかわらず、火災共済金額を限度として、損害の額を共済金として支払います。(地震は今までどおり)

☆満期保障の自在化

満期共済金を火災共済金額と同額から火災共済金額の30分の1の範囲で1万円単位で設定可能となります。

☆保障対象範囲の拡大

建物と同一敷地内にある付属建物・工作物(基礎工事が施されていない物置・納屋・車庫所定の門・堀・垣・カーポート)などが自動保障となります。

《お問い合わせは各支店共済窓口まで!》

お問い合わせ先：JA かつり担い手推進本部  
指導経済部営農生活課  
TEL0478-70-7712